

HPKI のカードレス署名（リモート署名）について

2023 年 3 月 1 日

保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の
整備と運営に関する専門家会議

1. リモート署名の概況

リモート署名の電子署名法への準拠性については、規制改革推進会議第 10 回成長戦略ワーキング・グループ（令和 2 年 5 月 12 日）において、法務省、総務省及び経済産業省より、以下の回答が示されている。

電子署名法における「電子署名」は、その第二条第一項において、電子的な情報（電磁的記録に記録することができる情報）について行われる措置であって、(1)当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（同項第一号）及び(2)当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（同項第二号）のいずれにも該当するものとされている。リモート署名サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で利用者自らの署名鍵で措置（電子署名）を行う所謂「リモート署名」であっても、上記(1)及び(2)を満たすものについては、電子署名法における「電子署名」に該当するものであると認識している。

2. 電子処方箋管理サービスの仕組み

今般整備される鍵管理サービス及び電子処方箋管理サービスについて、安全管理ガイドライン第 5.2 版に規定されている監査は実施していない。一方、当該サービスにおいて、医療機関から発行される電子処方箋は、確実に電子処方箋管理サービスのみを送付されること及び電子処方箋管理サービスから薬局のみを送付されることとされている。また、利用規約では、サービス利用者（医療機関及び薬局）と実施機関（社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会）、サブ認証局とリモート署名の運営主体（医療情報システム開発センター（MEDIS））の間の責任分界の考え方が示されている。現場の実態に鑑み、HPKI カードの紛失・破損等の際に、当該サービスの運用に支障が出ないようにする必要がある、との現場からの指摘がある。

3. 当会議の結論

以上を踏まえ、医療機関、薬局、電子処方箋管理システム間でのみ取り扱われる電子処方箋に対して HPKI のリモート署名を用いる場合には、利用規約で定められたサービス利用者、実施機関、サブ認証局及びリモート署名の運営主体に加えて、署名を行う医師、歯科医師、薬剤師本人がリモート署名を用いる際の責任の在り方を理解した上で、限定的か

つ暫定的に運用を開始することとする。

なお、当会議において、今後速やかに HPKI のリモート署名に関する監査基準を策定し、安全性が不十分であると評価された場合には、必要な対応策を講じることとする。

以上